

「現代的な諸課題」への理解を深める 「歴史総合」の授業デザイン

—都道府県議会の「ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議」を資料に用いて—

小宮 龍一

1 はじめに

1-1 新科目「歴史総合」

2022年度より高等学校でも新しい学習指導要領(平成30年告示)が学年進行で実施され、地理歴史科では新たに歴史総合が必修科目となった。学習指導要領に示されている歴史総合の「目標」には次のように記載されている。

- ・近現代の歴史の変化に関わる諸事象について、世界と其中的の日本を広く相互的な視野から捉え、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を理解する
- ・諸資料から歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付ける

「内容」は4つの大項目、具体的には「歴史の扉(歴史と私たち/歴史の特質と資料)」、「近代化と私たち」、「国際秩序の変化や大衆化と私たち」、「グローバル化と私たち」から成り立っており、各大項目において「私たち」がキーワードとなっている。さらに大項目の4番目「グローバル化と私たち」は4つの中項目から構成され、その中の「(4) 現代的な諸課題の形成と展望」は科目を総括する単元に位置づけられている。学習指導要領の「内容」の中でも「主題を設定し、諸資料を活用し探究する活動」を行うことが記載されている。

1-2 「現代的な諸課題」としてのロシアのウクライナ侵攻

2022年2月24日、ロシア軍はウクライナ領内に侵攻を開始した。侵攻開始から1年6月を経過した2023年9月もウクライナ侵攻は継続しており、多くの犠牲者が出ていると報道されている。またこの戦争により穀物供給の不安定化や原材料価格の高騰など世界経済にも様々な影響が生じている。ロシアのウクライナ侵攻は明らかに「現代的な諸課題」の一つである。生徒がロシアのウクライナ侵攻を「現代的な諸課題」と捉え、自ら主題を設定し、諸資料を活用し探究活動をすることが十分想定される。報道では毎日のように取り上げられるロシアのウクライナ侵攻であるが、授業で活用できる資料を収集・準備することは容易ではない。また2022年4月から使用されている歴史総合の教科書は7社より12種類が発行されているが、いずれの教科書にも2022年の「ロシアのウクライナ侵攻」はまだ記述されていない。

1-3 都道府県議会決議の活用について

そんな中で都道府県議会がそれぞれに「ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議」を議決していることを知った。2022年2月と3月ですべての都道府県議会が決議を行って

おり、決議の内容は都道府県議会の公式ホームページから入手することができる。本稿では各都道府県議会が決議した「ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議」の内容を整理し、探究活動を進めるうえで諸資料の一つとして活用することの効果、活用に係る留意点について考察したい。

2 都道府県議会の決議の概要

2-1 都道府県決議の内容

各都道府県議会の公式ホームページから入手した、ロシアによるウクライナ侵攻に関する決議・意見書の名称は資料①のとおりである。本稿では資料①にまとめた決議と意見書について、意見書も含めて「都道府県議会決議」と呼ぶ。

資料①の区分欄に示したとおり栃木県議会は意見書を議決し、他の46の都道府県議会は決議を議決している。地方自治法第99条にもとづき、議会は議会としての意思を意見書として関係機関宛てに提出することができる。一方、決議は法律に基づくものではなく議会の意思を内外に明らかにするものである。

各都道府県議会決議がそれぞれどのような内容を含んでいるかについては資料①のように整理することができた。

2-2 何が起きているか

都道府県議会決議が「ロシアによるウクライナ侵攻」に抗議（非難）していることは資料①の決議名から明確である。それでは2022年2月24日に何が起ったのか。多くの決議は「ロシアによるウクライナ侵攻」とのみ記載し、その内容を記載していない。しかしいくつかの都道府県議会の決議を読み合わせると「ウクライナ侵攻」前の状況やロシアによるウクライナ侵攻で「何が起きているか」を読み取ることができる。

① 長野県議会決議より抜粋

「本年2月、ロシアが北大西洋条約機構（NATO）への加入を望むウクライナに軍事侵攻したことに伴い、民間人を含む死傷者が発生し、多くの人々が避難を余儀なくされているとの報道がされる中、国際社会から非難の声が上がっている。」

→ウクライナ政権が北大西洋条約機構への加盟を望んでいることがロシアの安全保障上の課題となっていたことが表されている。

② 佐賀県議会決議より抜粋

「ウクライナをめぐる情勢については、昨年以來、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。」

→侵攻前年の2021年からロシアがウクライナとの国境付近に軍を増強していたことが記載されている。

③ 新潟県議会決議より抜粋

「ロシア大統領プーチンは、2月21日、ウクライナの一部である、自称『ドネツク人民共和国』及び『ルハンスク人民共和国』の『独立』を承認する大統領令に署名し、同22日、ロシアは、両『共和国』との間での『友好協力相互支援協定』を批准するや、同24日には、ウクライナへの侵略を開始し、軍事施設は言うに及ばず、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。」

→軍事侵攻前にロシアがウクライナの主権を侵害していることを明確にしている。

④ 島根県議会決議より抜粋

「去る2月21日、ロシアはウクライナ東部の親露派武装集団が実行支配する地域を一方的に独立国家として承認し、2月24日には、国際社会の度重なる警告を無視して、ウクライナへの軍事攻撃を開始した。」

→ロシアのウクライナ侵略以前からウクライナ東部には「親露派武装集団が実行支配する地域」があったことが記載され、ウクライナとロシアの関係が侵攻以前から複雑であったことを読み取ることができる。

⑤ 石川県議会決議より抜粋

「ロシア軍はウクライナへの侵略を開始し、首都キエフを始め、ウクライナ全土への軍事攻撃を行っている。」

→ロシアの侵略がウクライナの東部にとどまらず、首都キエフをはじめウクライナ全土に広がっていることが記載されている。

2-3 なぜ国際法違反(国連憲章違反)なのか

47の都道府県議会決議のうち46の決議がロシアのウクライナ侵攻は国際法や国連憲章に違反していると訴えている。ロシアのウクライナ侵攻は「なぜ国際法違反なのか」、「なぜ国連憲章違反なのか」、決議を読みながら確認したい。

① 大分県議会決議より抜粋

「今回のロシアによるウクライナへの侵攻は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、国際社会の平和と秩序、安全を脅かすもので、明らかに国連憲章に違反する行為であり、平和主義の下、断じて容認できない。」

→国連憲章の前文には「国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、協働の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則」と記載されている。国連憲章第1条第1項は国際連合の目的について「国際の平和及び安全を維持すること」と明記している。さらに国連憲章第2条第4項は「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、…中略…慎まなければならない」としている。さらに第33条第1項では「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、…中略…平和的手段による解決を求めなければならない」としている。ロシアによるウクライナ侵略は国連憲章の前文、第1条、第2条、第33条に違反することは明かである。

② 滋賀県議会決議より抜粋

「同月24日、ロシア軍はウクライナへの軍事侵攻を開始した。これらは、ウクライナの主権および領土の一体性を侵害するとともに国際法に違反する行為であり、断じて許容できるものではない。」

→国際法には慣習国際法と国家間の条約などの成文国際法がある。本決議中の「国際法」は慣習国際法を意味していると考えられる。「国際法に違反する行為」とはロシア軍の侵攻がウクライナの領域主権を侵害していることを意味している。

3 決議から「地域の意思」を読む

3-1 北海道議会決議（資料②）～国境隣接地域からの決議～

多くの決議はまず冒頭で、ロシアがウクライナに侵攻したことについて抗議や非難をしている。しかしながら北海道議会決議はまず北海道とロシアの交流の歴史を述べ、その中で北海道が「国境隣接地域」であること、「北方領土問題を抱える地域」であること、経済交流や人的交流を通じてロシアとのつながりを深めてきた歴史があることを示している。そして決議の後半では「力による一方的な現状変更」は「アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない」、「隣接地域である本道としても看過できるものではない」と抗議するとともに、「これまで積み上げてきた本道とロシアとの関係を無にしかねない」と訴えている。

北海道庁のホームページには国際局国際課が作成したロシアとの交流一覧表「ロシア交流データベース」が掲載されている。一覧表は1952年2月の「北海道日ソ親善協会設立」から始まり2023年3月までの71年間、合計684件の交流事業について交流の分野（友好交流、経済、文化、スポーツ等）と交流地域、交流内容がまとめられている。また北方領土対策課の担当するページでは北方墓参、自由訪問、四島交流の3事業の概要が紹介されている。特に北方墓参は人道的見地により北海道が1964年から実施している重要事業である。

北海道議会の決議からは、「国境隣接地帯」であることから他の都府県よりもロシアによるウクライナ侵攻をより深刻な問題として受け止められていること、併せて長年の交流や北方墓参などを通じてロシアとのつながりを深めてきた成果を両国交流の財産として継承させたいという「願い」を感じとることができる。

3-2 広島県議会決議（資料③）・長崎県議会決議（資料④）～被爆地からの決議～

プーチン大統領は、ウクライナへの侵攻を決定した2月24日の演説で「ロシアは最強の核保有国の一つだ」と述べ、これは核兵器使用の威嚇であると受けとめられた。47の都道府県決議のうち9の決議はロシアが核兵器使用の威嚇をしていることについて抗議している。第二次世界大戦において原子爆弾が投下され約14万人の人命が失われた広島県と、同じく約7万人の人命が失われた長崎県の両県議会は、決議の中でロシアによる核兵器使用の威嚇についてどのように述べているであろうか。

広島県議会決議は「核による威嚇を繰り返していることは、被爆地広島の県議会として、到底、容認することはできない」、「核兵器のない平和な世界の実現を目指す本県議会」は「抗議と非難の意」を表明するとしている。

長崎県議会決議は2022年1月にロシアを含む核保有5か国が「決して核戦争をしてはならない」との共同声明を世界に向けて発信したことに触れたうえで、「核兵器の使用を示唆するロシア大統領の発言」に抗議している。「長崎の惨禍を繰り返さない」、「核兵器は決して使用されることがあってはならない」という強い決意、「世界恒久平和と核兵器廃絶を訴え続けてきた長崎県民の思い」が決議の内容に表われている。

例年、広島市は8月6日に、長崎市は8月9日に平和祈念式典を開催し、両市とも多くの国（核保有国を含む）から来賓の出席を得て式典を実施してきた。しかしながら2022年2月にロシアによるウクライナ侵攻が始まり、ロシアの核兵器使用の威嚇によって核兵器使用の危険性が高まったことを受け、両市とも2022年8月の式典にロシアと、ロシアを支持

するベラルーシの招待を見送った。それぞれの式典の平和宣言の中でもロシアのウクライナ侵攻と核兵器使用の威嚇は厳しく非難され、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて力を尽くすことが宣言された。

このような被爆地からの発信にもかかわらず、ウクライナでの状況は好転せず2023年8月の平和祈念式典についてもロシアとベラルーシの招待は見送られた。ロシアのウクライナ侵攻によって「核兵器の使用」が「現実の危機」となっている現在、「核兵器は決して使用されることがあってはならない」という被爆地からの発信はより重要になっている。

3-3 愛媛県議会決議（資料⑤）～ロシアとの友好交流の地からの決議～

愛媛県議会決議の冒頭には「2月24日、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始し、翌25日には県内企業が保有する貨物船がウクライナ沖でミサイルの砲撃を受ける事案も発生」とある。愛媛県今治市の海運会社が所有する貨物船が穀物を積み込むためにウクライナ南部オデッサに向い、沖合でミサイル攻撃を受けフィリピン人の乗組員1人が負傷した。ロシアによるウクライナ侵攻は世界地図の中では日本と遠く離れたヨーロッパでの出来事と受けとめられる。しかし、ロシアの侵攻翌日に愛媛県の海運会社が所有する貨物船がミサイルを受け負傷者が出ているのが現実である。愛媛県議会はこの被害も含めてロシアに対して厳しく抗議している。

また決議は、愛媛県は日露戦争時のロシア兵墓地の清掃奉仕活動など、草の根の友好交流活動を長く続けていると記載している。1904年に始まった日露戦争では愛媛県松山市が最初の捕虜収容所となり6000人を超えるロシアの捕虜や傷病者が松山に送られた。1900年にハーグ陸戦条約が発効しており、ロシア兵は条約にそって手厚い待遇や治療看護を受けた。愛媛県は「捕虜は罪人ではない」と訓告を発し、市民とロシア兵の交流も盛んに行われた。治療のかいなく祖国に帰ることのできなかったロシア兵98名が埋葬されているのが松山市内のロシア兵墓地である。ロシア兵墓地では1961年から毎年慰霊祭が開催され、慰霊祭にはロシア連邦総領事が出席、墓地の清掃は地元の中学生や墓地保存会が行うなど草の根の友好交流が続いていた。この友好交流の原点は国際法（ハーグ陸戦条約）に基づいた捕虜の取扱いであり、市民との交流であった。国際法を守ることは友好交流を生み出すことを119年前の日露戦争から学び、国際法があっても平和が約束されていないことをロシアによるウクライナ侵攻から教えられている。

3-4 沖縄県議会決議（資料⑥）～地上戦の地からの決議～

沖縄県議会が議決した決議の名称は「ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議」である。多くの都道府県決議は名称がロシアのウクライナ侵攻に対する「抗議」か「非難」であり、「早期停戦」や「平和的手段による早期解決を求める」という内容は他の都道府県決議の名称にはない。決議本文においても次のようにまず沖縄県の置かれた立場を明らかにしている。

- ・沖縄県は、県民を巻き込んだ地上戦を経た経緯から、我が国をはじめ、世界に向けて恒久平和を希求し発信してきた。
- ・戦後77年を経た現在においても、凄惨な戦争を体験した県民の心は癒えず、戦没者の遺骨収集、不発弾処理、軍事基地の返還と跡地利用など戦争に起因する問題を抱え今日に至っている。
- ・国境に隣接する離島を抱え、広大な領海を有する本県が、不測の事態に巻き込まれる

ことを強く懸念する…

続けてロシアに次のように求めている。

- ・国際法にのっとり、国際社会の結束と協調で平和的な手段による早期解決を求める…
- ・ロシア連邦が一刻も早く国連憲章に立ち返り、早期停戦し、ウクライナからロシア軍を撤退させ、世界平和を担う常任理事国としての義務を果たすことを強く求めるものである。

ロシアとウクライナが置かれている状況などから、現実の対応として「先ず停戦」というのが沖縄県議会の視点であろう。

さらに決議文の後に「ロシア連邦大統領」宛て、「駐日ロシア連邦大使」宛てと決議の送付先が記載されている。法に定めのある意見書と違い、一般に決議は議会の意思の表明であって送付を目的としていないが、沖縄県議会は決議をロシア連邦大統領宛てと駐日ロシア連邦大使宛てとして作成し、決議後に送付した。沖縄県議会が沖縄県民とともに「世界に向けて恒久平和を希求し発信」し、戦後77年を経た現在も「戦争に起因する問題を抱え」ており、「国境に隣接する離島を抱え…不測の事態に巻き込まれることを強く懸念する」からこそ本決議をロシア連邦大統領に送ったものと、筆者は理解している。

4 まとめ

4-1 都道府県議会決議は資料として活用できるか

本稿ではロシアによるウクライナ侵攻に抗議する都道府県議会決議を収集、整理し、歴史総合の資料として有効に活用できるかという視点で考察を進めた。都道府県決議は簡単に入手することができ、またその決議は各都道府県議会の議決を経ているので内容的にも信頼することができる。加えて、資料として活用することで次のような効果があると考えている。

① 興味・関心の喚起

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議は衆議院で2022年3月1日に、参議院では3月2日に議決されている。衆議院、参議院の決議と比べ、生徒たちの居住している都道府県議会の決議はより「身近な決議」と受けとめられる。さらに3章で示したように決議から「地域の意思」を読み取りとることや、日本の海運会社が所有する貨物船がミサイル攻撃を受け負傷者が出ていることを知ることで、「遠いヨーロッパでの出来事」と感じていた生徒が「ウクライナ侵攻と私たち」という視点を持つことも期待できる。学習指導要領の「内容の取扱い」に「活用する資料の選択に際しては、生徒の興味・関心、学校や地域の実態などに十分配慮して行う」こととされているが、資料として都道府県議会決議を活用することはこの趣旨に合致している。

② 「地域の意思」を読み多面的・多角的考察へ

47の都道府県議会が議決した決議の内容にはそれぞれ「地域の意思」が反映されていた。北海道議会は「国境隣接地域」として、沖縄県議会は「国境に隣接する離島を抱える」県として抗議した。広島県議会と長崎県議会は「被爆地」として核兵器使用の威嚇にも厳しく抗議した。また沖縄県議会は「地上戦を経た」地として抗議し、併せて「平和的手段に

よる早期解決」を求めた。愛媛県議会の決議には日露戦争時のロシア兵墓地の清掃活動などの友好交流が記載されていた。

歴史総合の内容の取扱いでは「歴史に関わる諸事象については、地理的条件と関連付けて扱う」ことが求められている。「地域の意思」を反映した都道府県議会決議を比較すれば、生徒は自ずと決議の内容が「地理的条件と関連付け」られていることに気付くであろう。そしてロシアによるウクライナ侵攻に関してもより多面的・多角的に考察することが可能になるものと考えている。

4-2 指導上の留意点

歴史総合の授業において都道府県議会決議を資料として活用することは上記のように有効であるが、生徒が「ロシアのウクライナ侵攻」に関連して主題を設定し探究活動を進める場合には次のような点に留意する必要がある。

① 「歴史的経緯」を踏まえる

本稿では地域に結び付きやすい資料の一例として都道府県議会決議の活用を取り上げた。「ロシアのウクライナ侵攻」を「現代的な諸課題」と捉えて探究する活動を行うには現在の視点のみで一面的に捉えることのないよう歴史的経緯を踏まえることが求められる。主な内容としては「キエフ公国の成立」、「リトアニア＝ポーランド王国の成立」、「ポーランド分割」、「クリミア戦争」、「ソヴィエト連邦の成立」、「ソヴィエト連邦の解体とウクライナの独立」などがあげられる。これらの内容の基礎的な内容は世界史探究の教科書に記載されており、世界史探究の教科書も有効に活用することができる。

なお、2023年度から使用されている世界史探究の教科書（5社、7種類）ではすべての教科書に「ロシアのウクライナ侵攻」が記載されている。歴史総合の教科書検定済が2021年3月であったのに対して、歴史探究の教科書検定済が2022年3月であったためである。「世界史探究」の教科書に「ロシアのウクライナ侵攻」がどのように記載されているかについて資料⑦にまとめた。資料⑦中の「3 新詳 世界史探究」と「6 新世界史」はソヴィエト解体以降の歴史的経緯を分かりやすくまとめており参考資料として活用しやすい。

その他に利用しやすい資料として「ニューステージ 世界史詳覧」（2023年2月発行、浜島書店）をあげることができる。いわゆる「資料集」であるが、唯一「ロシアのウクライナ侵攻」の特集ページを巻頭に設けている。探究活動のアウトラインを描く際には参考となる。「物語 ウクライナの歴史」（黒川祐次著、中公新書、2002年）は元駐ウクライナ大使による著作でスキタイ王国の時代から20世紀までのウクライナ史を概説している。「ウクライナ戦争」（小泉悠著、ちくま新書、2022年）はロシアのウクライナ侵攻がなぜ起き、何が起きているかを軍事研究者の立場から多角的な視点で解説している。

探究活動を進めていく上では政治、経済、社会、文化、宗教、生活などの様々な観点から近現代の歴史を多面的・多角的に捉え、一面的に現在を捉えたり、一面的に過去を捉えたりすることがないように指導することが求められる。

② 「核兵器の脅威」を考える

都道府県議会決議の中でも広島・長崎をはじめ9の決議が「核兵器使用の威嚇」に抗議していた。学習指導要領の「内容の取扱い」は「核兵器などの脅威に着目させ、戦争や紛争などを防止し、平和で民主的な国際社会を実現することが重要な課題である」と記載している。筆者は「核兵器の脅威」を理解するための根底は「核兵器による被害の実相」を

知ることだと考えている。1945年8月の原子爆弾の投下で広島では約14万人、長崎では約7万人の人命が失われたと推計されている。そして広島と長崎の被害をもたらした原子爆弾はそれぞれ1発であった。この事実を疎かにすると「核兵器の被害の実相」や「核兵器などの脅威」を理解することも難しくなる。現在使用されている歴史総合の教科書の中には「広島・長崎への原爆投下は多くの人命を奪った」との記載のみで推計犠牲者数は記載していない教科書もある。探究活動の中で生徒が「核兵器による被害の実相」について理解が充分でない場合にはそれを補う指導も大切である。

学習指導要領の「内容の取扱い」の記載のように「核兵器の脅威に着目」させるには広島・長崎の被爆被害についてどのように教科書に記載するのがよいのか。果たして「多くの人命を奪った」という記述で十分なのか。声を上げていく必要がある。

4-3 むすびにかえて

本稿では歴史総合の授業において都道府県議会決議を資料として活用することについて考察した。筆者自身、都道府県議会の決議を読む中で多くの学びをした。その一つを紹介して本稿を閉じたい。

茨城県議会はロシアのウクライナ侵攻の翌日（2月25日）にロシアに抗議する決議を議決した。筆者は当初、「茨城県や茨城県内の自治体がウクライナの州や都市と友好交流を続けてきた歴史があり、速やかな決議となったのでは」と考えた。しかしながら茨城県も茨城県内の自治体もウクライナの州や都市と友好交流の調印は行っていなかった。友好交流などの事情がない中で、ロシアのウクライナ侵攻の翌日に全会一致で決議が議決されたことは驚きに値する。茨城県議会の各会派が事前にロシア、ウクライナを含む欧米諸国間の関係を注視し、ロシアのウクライナ侵攻の可能性も視野に、決議も含めた対応を検討していたに違いない。3月3日には茨城県議会議員がウクライナ大使館を訪問し、全議員からの人道的義援金を贈呈した。3月7日には茨城県知事が記者会見を開き、ウクライナからの避難民の受け入れ支援を表明した。茨城県のこのような動きを受け、3月16日にセルギー・コルンスキー駐日ウクライナ大使は茨城県議会を訪問し、本会議場で「一番早い決議」への謝辞とウクライナの現状の報告を行った。

決議という仕組みには法的根拠がなく決議の内容に拘束力もない。しかし決議は議会としての意思の表明であり、今回の決議はロシアが軍事侵攻したことへの抗議である。より速やかな決議が求められるのは当然である。茨城県議会の一早い決議は駐日ウクライナ大使が茨城県議会の議場を訪問しウクライナ情勢を報告するという結果につながった。

一方で神奈川県議会の決議は「ウクライナのオデッサ州と本県とは、1986年の友好交流の発展に関する共同声明に調印以降、友好関係を継続してきた。ウクライナの人々が今この瞬間にも生命の危機にさらされていることを案じている」と記載している。神奈川県議会の決議は3月7日、47の都道府県議会の中で34番目であった。神奈川県に住む有権者として神奈川県議会の各議員に問いたい。決議の記載のように「ウクライナの人々が今この瞬間にも生命の危機にさらされていることを案じている」のであれば、その意思を表明することを10日間も先送りしていた理由は何か？

速やかな意思の表明は大きな意味を持つことを神奈川県議会の決議からも学んだ。

資料① ロシアによるウクライナ侵略に抗議する都道府県決議

番号	都道府県	区分	決議日	決議名・意見書名	ロシアへ				日本政府へ			
					国際法違反・国連憲章違反	即時撤退・攻撃停止	力による一方的な現状変更	アジア含む国際秩序を揺るがす	市民・民間人の被害	核兵器使用の示唆	在留邦人の安全確保	ロシアへの制裁措置の徹底
1	北海道	決議	3/3	ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議	○	○	○					
2	青森県	決議	3/3	ロシアによるウクライナへの侵略に対して抗議する決議	○	○	○			○	○	
3	岩手県	決議	3/4	ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議	○	○	○			○	○	○
4	宮城県	決議	3/3	ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議	○	○	○			○	○	
5	秋田県	決議	2/28	ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議	○	○				○		
6	山形県	決議	3/1	ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議	○	○	○	○	○			
7	福島県	決議	3/2	ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議	○	○				○	○	○
8	茨城県	決議	2/25	ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議	○	○				○	○	
9	栃木県	意見書	3/18	ロシアによるウクライナ侵略に関する意見書	○			○	○			
10	群馬県	決議	3/8	ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議	○	○						
11	埼玉県	決議	2/28	ロシアによるウクライナへの侵攻に対する抗議決議	○	○	○	○				
12	千葉県	決議	2/28	ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議	○	○	○			○	○	○
13	東京都	決議	3/3	ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に関する決議	○	○	○			○		
14	神奈川県	決議	3/7	ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議	○	○	○	○	○	○		○
15	新潟県	決議	3/7	ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議	○	○		○	○			
16	富山県	決議	3/3	ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議	○	○	○			○		
17	石川県	決議	3/30	ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議	○	○	○			○		
18	福井県	決議	3/11	ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議	○	○	○	○	○			○
19	山梨県	決議	3/1	ロシアによるウクライナ侵攻に対して厳重に抗議し、ロシア軍の即時撤退等を求める決議	○	○	○			○	○	
20	長野県	決議	3/2	ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議	○	○	○	○	○			
21	岐阜県	決議	3/4	ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議	○	○	○			○	○	
22	静岡県	決議	2/28	ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議	○	○	○					
23	愛知県	決議	3/3	ロシアのウクライナ侵攻についての決議	○	○				○		
24	三重県	決議	3/2	ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議	○	○	○			○	○	
25	滋賀県	決議	2/28	ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議	○	○	○	○				○
26	京都府	決議	3/15	ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議	○	○	○					
27	大阪府	決議	3/1	ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議	○	○	○	○				
28	兵庫県	決議	3/1	ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議	○	○						○
29	奈良県	決議	3/4	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議	○	○				○		
30	和歌山県	決議	3/4	ロシアによるウクライナ侵略について抗議する決議	○	○				○		
31	鳥取県	決議	3/2	ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議	○	○	○			○	○	
32	島根県	決議	3/7	ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議	○	○				○		
33	岡山県	決議	3/9	ロシアによるウクライナへの侵略を断固非難する決議	○	○	○			○		○
34	広島県	決議	3/3	ロシアによるウクライナ侵略に対する非難決議	○	○	○			○		
35	山口県	決議	2/28	ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議	○	○	○			○		
36	徳島県	決議	3/9	ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議	○	○	○	○		○		
37	香川県	決議	3/11	ロシアのウクライナ侵略に断固抗議する決議	○	○	○	○				
38	愛媛県	決議	3/2	ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議		○	○			○	○	○
39	高知県	決議	3/2	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議	○	○	○	○				○
40	福岡県	決議	3/1	ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議	○	○			○			
41	佐賀県	決議	3/3	ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議し、即時撤退を求める決議	○	○				○	○	
42	長崎県	決議	3/14	ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し厳重に抗議する決議	○					○		
43	熊本県	決議	3/2	ロシアのウクライナ侵略に対する決議	○	○	○			○	○	
44	大分県	決議	3/7	ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議	○	○				○		
45	宮崎県	決議	3/3	ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議	○	○			○			
46	鹿児島県	決議	3/8	ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議	○	○				○	○	
47	沖縄県	決議	3/2	ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議	○	○				○		

46 45 28 14 13 9 27 13 8

資料②～⑥ 決議から「地域的意思」を読む

	議会	日付	決議の内容
資料②	北海道	3/3	<p>ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議</p> <p>北海道はこれまで、国境隣接地域として、また、北方領土問題を抱える地域として、長きにわたり、経済交流や人的交流等を通じて、ロシアとのつながりを深めてきた歴史がある。しかしながら、2月24日に開始されたロシア軍によるウクライナへの侵略は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であって、断じて許されない行為である。こうした力による一方的な現状変更は欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であり、隣接地域である北海道としても看過できるものではない。また、これまで積み上げてきた北海道とロシアとの関係を無にしかねない。よって、北海道議会は、今般のロシアの侵略行為に対し強く非難するとともに、ロシア軍の攻撃停止と即時撤退、及び国際法の遵守を強く求めるものである。</p> <p>以上、決議する。</p>
資料③	広島県	3/3	<p>ロシアによるウクライナ侵略に対する非難決議</p> <p>去る2月24日、ロシアは、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの侵略を開始した。今回の侵略は、国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、戦後、築き上げられてきた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。また、力を背景として一方的に現状を変更しようとする行為は、重大な国際法違反であり、特に、核による威嚇を繰り返していることは、被爆地広島県の議会として、到底、容認することはできない。</p> <p>よって、核兵器のない平和な世界の実現を目指す本県議会は、国際秩序への挑戦とも言える今回のロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求めることを決議する。</p>
資料④	長崎県	3/14	<p>ロシアによるウクライナへの軍事侵襲に対し厳重に抗議する決議</p> <p>国際社会においては、昨年未以来、ウクライナとロシアの国境付近における緊張の緩和と事態の打開に向けて、懸命な外交努力を続けてきた。しかし、先月、ロシア大統領は、これらの努力に反する現状変更を行い、ウクライナへの侵襲を開始した。このようなロシアによるウクライナへの軍事侵襲は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、且つ国連憲章の重大な違反である。今年1月、ロシアを含む核保有5か国は「核戦争に勝者はなく、決して核戦争をしてはならない」との共同声明を世界に向けて発信した。その矢先における核兵器の使用を示唆するロシア大統領の発言は、国際社会が目指してきた「対話による平和的解決」を蔑ろにするものであり、また、ロシア軍による核関連施設への攻撃は、人類を危険に晒す前代未聞の暴挙と言わざるを得ない。「長崎の惨禍を繰り返さない」という強い決意のもと、世界恒久平和と核兵器廃絶を訴え続けてきた長崎県民の思いを踏みにじるものであり、断じて看過できない。核兵器は決して使用されることがあってはならない。ここに長崎県議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵襲に厳重に抗議するものである。</p> <p>政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度で制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応を図り、ウクライナの主権回復及び平和の実現に向けた外交努力を行うよう強く要請する。</p> <p>以上、決議する。</p>
資料⑤	愛媛県	3/2	<p>ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議</p> <p>2月24日、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始し、翌25日には県内企業が保有する貨物船がウクライナ沖でミサイルの砲撃を受ける事案も発生するなど、戦争はウクライナ全土へと広がっており、ロシアの力による一方的な現状変更を試みる行為は、戦後の国際秩序の根幹を脅かすものであり、断じて容認することはできない。</p> <p>本県では、日露戦争時のロシア兵墓地の清掃奉仕活動やオレンブルグ州との文化・スポーツ交流など、ロシアと草の根での友好交流活動を長く続けているが、プーチン大統領は核兵器の使用も示唆しており、唯一の被爆国日本の世界の恒久平和を願う気持ちを踏みにじるものである。</p> <p>よって、愛媛県議会は、ロシアに対し、一連の侵略行為に抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時に攻撃を停止し、完全撤退することを求めるものである。</p> <p>また、国においては、国際社会と緊密に連携し、あらゆる外交手段を駆使して、ロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く要請する。さらに、在留邦人の安全確保に取り組むとともに、国民生活への影響を最小限に抑えることを強く要請する。</p> <p>以上、決議する。”</p>
資料⑥	沖縄県	3/2	<p>ロシア連邦によるウクライナ侵襲に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議</p> <p>去る2月24日にロシア連邦はウクライナへ軍事侵襲を開始した。市街地でも軍事作戦を展開し、多数の民間人にも犠牲が出るなど各国からも非難が相次いでいる。沖縄県は、県民を巻き込んだ地上戦を経た経緯から、我が国をはじめ、世界に向けて恒久平和を希求し発信してきた。戦後77年を経た現在においても、凄惨な戦争を体験した県民の心は癒えず、戦没者の遺骨収集、不発弾処理、軍事基地の返還と跡地利用など戦争に起因する問題を抱え今日に至っている。そのような中、世界では今なお紛争や戦争が絶えず過ちを繰り返しており、今回のロシア連邦によるウクライナ侵襲は許し難い蛮行で、強い憤りを覚えるものである。また、国連常任理事国であるロシア連邦による国際法違反及び国連憲章に反する軍事行動は、国際社会の秩序を乱す脅威として強く非難するとともに、このような自国主義を推し進める軍事行動が紛争問題を抱える国々の前例となり、自国主義を追求した武力行使が波及することを強く憂慮するものである。特に国境に隣接する離島を抱え、広大な領海を有する本県が、不測の事態に巻き込まれることを強く懸念するところである。</p> <p>よって、沖縄県議会は、さきの大戦がもたらした先人の苦難と教訓をもとに、我が国と世界の平和と発展に資するために、東アジアの平和創造拠点づくりに努めることを宣言し、ロシア連邦のウクライナ軍事侵襲により、ウクライナの主権及び国民の命が脅かされている事態を憂慮し、強く非難すると同時に、国際法にのっとり、国際社会の結束と協調で平和的な手段による早期解決を求めるとともに、ロシア連邦が一刻も早く国連憲章に立ち返り、早期停戦し、ウクライナからロシア軍を撤退させ、世界平和を担う常任理事国としての義務を果たすことを強く求めるものである。</p> <p>上記のとおり決議する。</p> <p>ロシア連邦大統領 宛て 駐日ロシア連邦大使 宛て</p>

資料⑦ ロシアのウクライナ侵攻に関する記述 ～ 2023年度使用の「世界史探究」の教科書より～

1 「世界史探究」(東京書籍) P. 384 側注

EUやNATOが東方に拡大したことはロシアにとって脅威となった。2014年にウクライナでEU加盟支持派が政権を掌握して、同国の東部住民がそれに反発すると、ロシアはそれを利用して、かつてロシア領であったクリミアに派兵を行い、占領した。さらに、2022年には東部の親ロシア地域を独立国として承認し、その住民保護を理由として、ウクライナ全土への大規模は軍事侵攻を行った。

2 「世界史探究」(実教出版) P. 373

緊張はウクライナでも生じ、EUとロシアのそれぞれと関係強化を望む勢力の間で対立が続いた。プーチン大統領のものロシアは、2014年3月、クリミアをロシアに併合した。2022年2月には、ロシアが親ロシア勢力を利用してウクライナの東部と南部に軍事侵攻すると、親EUのウクライナ政府との戦争に発展し、国際的な緊張が高まった。

3 「新詳 世界史探究」(帝国書院) P. 324

ケーススタディ 「現代の諸課題を考える」

冷戦後に起こった紛争①～クリム(クリミア)半島を事例に

ソ連解体時に独立したウクライナではクリミア自治共和国が設けられたが、ロシア人とウクライナ人、クリミア＝タタール人の中で民族的軋轢が高まり、ロシア人がロシア連邦へのクリム(クリミア)半島編入を求める住民投票を求めた。ウクライナと欧米各国、日本は、この投票は加盟国の領土保全を求める国連憲章に違反するとし、国連総会においても中止を求める決議が採択された。しかし2014年に投票は強行され、賛成票が過半数を得たとして、ロシアはクリム半島を編入した。直後の演説でロシアのロシア大統領プーチンは、ウラジーミル1世がこの地で正教に改宗したことなど、歪曲されがちな歴史的記憶をもとに編入を正当化し、編入が国際法違反であることには口をつぐんだ。これによりロシアはG8参加資格停止の制裁を課されたが、さらに2022年、全域に侵攻したため、紛争はクリミアの枠を超えて深刻化した。

4 「詳説 世界史」(山川出版) P. 356

ロシアでは、ソ連解体後の1990年代に民営化や地方分権化が進行したが、2000年に大統領に選出されたプーチンはこの動きをおしとどめ、国家による基幹産業・資源への管理を強化し、中央集権的な行政を確立した。2000年代には原油価格の上昇に支えられて好景気を迎えたが、石油・天然ガスに依存する経済構造は脆弱である。14年、プーチン政権はウクライナのクリミア半島に侵攻し、ロシアへの併合を一方向的に宣言した。さらに22年にはウクライナ全土に侵攻して、国際的な非難を浴びた。

5 「高校世界史」(山川出版) P. 276

ロシアでは1990年代に民営化や地方分権化が進行した。しかし、2000年に大統領に選出されたプーチンは、国家による基幹産業・資源への管理を強化し、中央集権的な行政を確立した。2000年代には原油価格の上昇による好景気を迎えたが、天然資源に依存する経済構造は脆弱である。プーチン政権はその後、14年にウクライナのクリミア半島に侵攻してロシアへの併合を宣言した。さらに22年にはウクライナ全土に侵攻して、国際的な非難を浴びた。

6 「新世界史」(山川出版) P. 380

一部の旧ソ連圏の国々は、ロシアとヨーロッパの間で、どのような外交関係を築くかをめぐって内部対立を抱えたが、ウクライナはその代表例といえよう。NATOとEUが東方に拡大し、ウクライナ国境までせまるなか、同国内ではEUへの加盟を望む声が多くに西部と中部で強まった。2004年の大統領選挙では、親ヨーロッパ派の野党候補がロシア寄りの与党候補をおさえ、再選挙の結果大統領に当選した(オレンジ革命)。しかし10年には親ロシア派が勝利しており、路線対立は解消されていない。2014年、ロシアのプーチン政権は、ウクライナ領クリミア半島の帰属を要求して侵攻し、ここを併合した。これに対し、アメリカほかEU加盟国・日本はロシアに制裁を科し、また先進国首脳会議への招待を停止した。しかし22年、プーチン大統領はウクライナに全面的に侵攻したため、これらの諸国との対立は決定的となり、さらにきびしい制裁がロシアに科された。

7 「高等学校 世界史探究」(第一学習社) P. 272

巻末年表 2022年 (ロ) ウクライナ侵攻